

大阪市監査委員 森 伊 吹  
同 森 恵 一  
同 大 橋 一 隆  
同 土 岐 恭 生

## 令和 7 年度監査委員監査結果報告の提出について

(指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

### 第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

### 第 3 監査の対象

#### 1 対象事務

指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

#### 2 対象所属<sup>(注)</sup>

西区役所、浪速区役所、鶴見区役所、経済戦略局、市民局、教育委員会事務局並びに契約管財局及び会計室

(注) 実地調査は予備調査結果から、3 区役所（西区役所、浪速区役所、鶴見区役所）3 局（経済戦略局、市民局、教育委員会事務局）を選定し、当該所属が所管する指定管理者制度導入施設各 1 施設（図表 1）の実地調査時点の物品管理状況等について確認を行った。また、契約管財局及び会計室は、指定管理者制度、物品管理に関する事務を所掌する所属として対象所属とした。

図表 1

実地調査対象施設	所 管 所 属	実地調査対象施設	所 管 所 属
西区民センター	西 区 役 所	阿倍野スポーツセンター	経 済 戦 略 局
浪速区民センター	浪 速 区 役 所	男女共同参画センター中央館	市 民 局
鶴見区民センター	鶴 見 区 役 所	クラブパーク	教育委員会事務局

## 第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 物品管理が適切に行われず、本市に損害が生じるリスク	ア 施設管理者は、物品管理（現在高調査）に関する本市規程・マニュアル等を認識の上、適切に運用しているか。	指摘事項3
	イ 施設所管所属は、指定管理者に対し、施設における、物品管理に関する規程・マニュアル等を適切に周知するとともに、監理・指導を行っているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3 指摘事項4 指摘事項5
	ウ 契約管財局等は施設所管所属に対し、物品管理に関する規程・マニュアル等を適切に整備・周知するとともに、必要に応じて適切な支援を行っているか。	—
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項が改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

## 第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

## 第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

### 物品管理について

大阪市の会計規則（昭和39年規則第14号）（以下「会計規則」という。）第83条では、物品の出納は会計年度ごとに区分して整理し、その年度区分は、当該物品を出納した日の属する年度によると定められており、同規則（第85条から第91条まで）に基づき、備品として管理すべき物品は、原則として、受入・移動・情報変更の都度、財務会計システムに記録する方法により管理することとされている。

また、会計室が作成した「物品管理マニュアル（令和7年3月）」には、物品の出納を【備品台帳】（財務会計システム情報）に記録しなければならない旨が記載されている。

加えて、契約管財局が作成した「指定管理者制度の運用に係るガイドライン（令和7年3月改訂版）」では、指定管理者による備品等の取扱いとして、施設内の備品等を適正に維持管理するため、指定管理者に【備品一覧】等を適宜更新させること、一覧表等に基づく定期的な現物確認の実施及び結果の報告を求めると並びに所管所属が必要に応じて適切に対応することが示されている。

## 1 財務会計システムに記録しない場合の物品管理ルール遵守について是正及び改善を求めたもの

【経済戦略局に対して】

今回の監査において、阿倍野スポーツセンターの備品台帳登録物品数が非常に少ないことから、経済戦略局に確認したところ、同局の物品担当課と会計室との協議により、一部の物品は、財務会計システムに登録せず、備品一覧で管理する運用が認められていることが判明した。

協議により承認された内容等は次のとおりである。

- ・ 同局スポーツ部所管の指定管理者制度導入施設（以下「指定管理者施設」という。）における物品について、現財務会計システム導入前（平成23年度以前）に受け入れた備品は、財務会計システムに登録せず、指定管理者施設ごとに備品一覧で管理し、平成24年度以降受け入れる備品については財務会計システムで管理する。
- ・ 会計室は承認に際し、特に留意することとして、取得価格、受入年月日、品質、数量、単価について明らかにしておくよう通知している。

しかし、備品台帳への登録状況や備品一覧の記載内容を確認したところ、指定管理者が平成24年度以降に買替（更新）を行った物品について、財務会計システムに登録されておらず、また、備品一覧には、取得価格や受入年月日等の記載がなく、買替時に品名、品質等の情報も更新されていなかった。

これは、会計室との協議内容に対する理解が不十分であったことにより、所管部署全体で誤った解釈に基づき物品管理を行っていたことが主な原因である。

現状では、指定管理者施設における物品が正確に把握できず、適切に管理できないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

### [指摘事項1]

1. 経済戦略局は、会計室との協議事項について、留意事項を含め正しく理解した上で、平成24年度以降に同局スポーツ部所管の各指定管理者施設で購入した物品について、品名、品質、取得価格等を調査し、備品台帳等の整理方針を決定の上、当該方針に基づき適切に対応されたい。
2. 経済戦略局は、今後同様の事象が発生しないよう、とりわけ標準的な事務手続とは異なる事務処理を行う場合には、組織的なチェックが行える仕組みを構築されたい。

## 2 備品台帳の不適切削除の是正及びチェック体制の改善を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

今回の監査において、所管所属の備品台帳とクラフトパークの備品一覧との登録件数に大きな差異があったことから、教育委員会事務局に確認したところ、備品一覧に記載され、かつ実在している物品のうち、備品台帳から約600件の物品が登録削除されており、その中には取得価格が100万円以上の重要物品も含まれていることが判明した。

教育委員会事務局によると、平成27年度に物品調査を行った職員が、備品台帳に記載されている保管場所に物品がないことから、指定管理者施設には存在しないと判断し廃棄手続きを行い決裁されていた、とのことであり、毎年度実施する現在高調査では、備品台帳と備品一覧との照合を行わず、備品一覧を基に現物確認を行っていたため、備品台帳と備品一覧との差異を発見することができなかった、とのことである。

これは、物品の調査不足、台帳の整備不足、登録削除時の複数人によるチェック不足及び定期的に備品台帳と備品一覧との照合を実施していないことが原因である。

現状では、次のリスクがある。

- ・ 備品台帳等が適正に整備されていないことにより、物品の重複購入や紛失が発生するリスク
- ・ 重要物品が備品台帳から削除されていることにより、誤った財務諸表が公表され、市民の信用失墜を招くリスク

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

1. 教育委員会事務局は、誤って削除した物品について備品台帳への再登録をされたい。
2. 教育委員会事務局は、今回の事案を重く受け止め、適正な物品管理の徹底に向けて職員への再教育の実施など所属内の意識向上を図られたい。
3. 教育委員会事務局は、登録の削除を行う際には、決裁手続の過程において書面により状況を確認するなど、複数人によるチェックや、備品台帳と備品一覧との差異を把握し是正できるよう、定期的に照合が適切に行える仕組みを構築されたい。

## 3 備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの

【西区役所、浪速区役所、鶴見区役所、経済戦略局、市民局及び教育委員会事務局に対して】

今回の監査において、各施設での物品の管理状況を確認したところ、図表-2のとおり的事実があった。

図表－ 2

検出所属	検出事項	発生要因
浪速区役所 鶴見区役所	備品台帳に登録されているが備品一覧に登録されていない物品があった。	・財務会計システムに登録して作成する備品台帳と、指定管理者で使用する備品一覧について、定期的に照合し整合性を確保すべきところ、照合作業が行われていなかった。
西区役所 浪速区役所 鶴見区役所	取得価格が5万円以上と見込まれる物品について、備品一覧には登録されているが備品台帳には登録されていなかった。	・市有物品の所有権移転時期を、出納年度ではなく指定期間満了時と認識していた。
教育委員会事務局	備品台帳に登録されている物品の現物が確認できなかった。	備品台帳に登録されている物品が一連の事務手続を経ずに廃棄されていた。
西区役所 浪速区役所 鶴見区役所 経済戦略局 市民局 教育委員会事務局	本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 (寄贈品等)	・寄贈品について、所有権の帰属や事務手続の必要性を認識することなく受け入れていた。 ・備品一覧への登録や廃棄漏れの物品がないか確認できていなかった。

これらは、所管所属において、指定管理者施設の物品であっても会計規則等に基づく物品管理が必要であるとの認識が不十分であったこと、及び指定管理者施設内にある常設物品を把握しておく必要性について理解が不十分であったことが原因である。

現状では、次のリスクがある。

- ・ 適正な備品台帳等が整備されていないことにより、物品の重複購入や紛失が発生するリスク及び物品の所在確認に時間を要し、業務効率が低下するリスク
- ・ 所有権の帰属調整が適時行われていないことにより、管理責任の所在が不明確となり、本市と指定管理者との間でトラブルに発展するリスク

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

1. 西区役所、浪速区役所、鶴見区役所、経済戦略局、市民局及び教育委員会事務局は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。
2. 西区役所、浪速区役所、鶴見区役所、経済戦略局、市民局及び教育委員会事務局は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。

#### 4 現在高調査の調査方法について改善を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

会計規則第 101 条では、局長等は、毎年度末における所管物品の現在高を調査し、物品現在高調査表を作成しなければならない旨が定められている。また、現在高調査の実施に当たっては、毎年度、会計室から各所属へ、当該事務の根拠や調査対象、調査手順や具体的な調査方法が通知されている。

今回の監査において、教育委員会事務局が所管するクラフトパークでの現在高調査の実施状況を確認したところ、全件を確認しなければならないにもかかわらず、備品一覧に記載されている物品が約 1,200 件と多いことから、所管部署職員が 50 件から 100 件程度を抽出して、指定管理者とともに現物確認を実施しているとのことであった。

これは、所管所属において、指定管理者施設であっても会計規則に基づく物品管理が必要であるとの認識が不十分であり、現在高調査において備品台帳に記載された物品全件について現物照合を行う必要があることを認識していなかったことが原因である。

現状では、指定管理者施設で保管する物品について全件確認ができていないことにより、物品の重複購入や紛失等が発生するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

##### [指摘事項 4]

教育委員会事務局は、指定管理者施設においても会計規則に基づく物品管理が必要であることを関係職員及び指定管理者に周知するとともに、毎年度の現在高調査に当たっては、指定管理者施設で保管する物品と備品台帳に記載された物品の全件について確実に現物照合を実施できる仕組みを構築し、運用されたい。

#### 5 現在高調査の記録について改善を求めたもの

【経済戦略局に対して】

上記 4 に記載の会計規則第 101 条に加え、同規則第 116 条において、物品現在高調査表の様式が定められており、調査担当者等を明記することになっている。

今回の監査において、経済戦略局が所管する阿倍野スポーツセンターを含むスポーツ部所管指定管理者施設における現在高調査の実施状況を確認したところ、備品台帳の現物確認は指定管理者施設数が多いため、所管部署の職員が分担して実施しているとのことであった。

調査後の報告記録を確認したところ、物品取扱員に提出する物品現在高調査表は全指定管理者施設分を一括して作成しており、調査担当者欄等には代表者氏名のみの記載で、実際に現物確認した担当者等の記録や全件の現物確認を実施した証跡は残されていなかった。

これは、現在高調査の記録方法について認識が不十分であったことが原因である。

現状では、現在高調査の実施状況の詳細が不明瞭となり、差異が発生した際の原因究明等が困難となるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項5]

経済戦略局は、毎年度実施すべき現在高調査において、実施者及び実施状況を後日確認できるように実施記録を確実に残す仕組みを構築し、運用されたい。

## 第7 その他

### 留意すべき事項

令和4年度及び令和6年度の物品管理に関する監査において多数の不備が確認されたことから、令和6年度の監査報告書で、職員の物品管理に対する認識の甘さが根本的な原因であると言及し、職員一人ひとりが物品管理の重要性を再認識し、毎年度の現在高調査を実施するよう意見を付したところである。

しかしながら、またしても今回の監査で実地調査を行った全所属において、備品台帳・備品一覧の記載漏れや台帳と現物の不一致等、多数の不備が確認された。これは、各所属において、指定管理者施設であっても会計規則等に基づき物品管理を行う必要があるとの認識が十分でなかったことが主な要因であると考えられる。

指定管理者施設を所管している所属は、指定管理者施設においても物品管理に関して本市の会計規則等が適用されることを職員に改めて周知徹底を行い、会計規則等に基づき物品管理が確実に実施されるよう、指定管理者に対して必要な指示及び情報共有を適切に行われたい。

また、このような状況を踏まえ、契約管財局（指定管理者制度所管）及び会計室（物品管理制度所管）は、指定管理者施設所管所属が、上記の点を十分理解した上で指定管理者へ共有し、適正な物品管理が実施されるよう、ガイドラインやマニュアル等を適宜改善し、研修の実施やチェックリスト等の提供などにより、今後も工夫しながら支援されたい。